

日本海におけるひらめ固定式さし網漁業の許可の取扱方針

昭和43年4月	5日	制定
昭和44年4月	1日	一部改正
昭和49年3月30日		〃
昭和50年3月25日		〃
昭和55年4月	2日	〃
昭和56年3月19日		〃
昭和57年3月29日		〃
昭和63年3月26日		〃
平成2年4月	5日	〃
平成5年3月16日		〃
平成7年4月	7日	〃

(目的)

第1 この方針は、日本海における青森県沖合海域で、この漁業を営む者の許可について必要な事項を定める。

(許可の方針)

第2 この漁業の許可を受けようとするものは、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

(1) 使用漁具図(1反の長さ、反数、立ち、いせを明確にしたもの)

(2) 関係漁業間で、とり交わした操業協定書の内容を遵守する旨の誓約書3 所属漁業協同組合の副申書(秩序維持のための自主指導規則条項を明らかにした書類をあわせ添付すること)

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、西津軽郡、北津軽郡に住所を有する者とする。

ただし、底建網漁業(操業区域としてE区域を有するものに限る。)の許可を受有する者を除く。

(許可の対象漁船)

第4 許可の対象漁船は、次の各号に該当するものとする。

一 漁船登録は、西津軽郡、北津軽郡に根拠地を有するものとする。

二 総トン数20トン未満のもの

ただし、北津軽郡に住所を有する者に限り、とくに知事が事情やむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

(許可をしない場合等)

第5 青森県海面漁業調整規則第23条の規定を適用するほか、過去1年間において、この漁業の違反で処分を受けた者及びその者と共同で申請した場合、又はその違反船をもって申請したときは、許可しないものとする。

(操業区域及び操業期間)

第6 操業区域及び操業期間は次のとおりとする。

(1) 操業区域

A区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ4直線と共同漁業権漁場沖出線によって囲まれた海域。

ア 車力村高山の頂点

イ アから磁針方位280度の線と小泊村権現埼突端と鱒ヶ沢町弁天埼突端とを結ぶ線との交点

ウ 小泊村権現埼突端と鱒ヶ沢町弁天埼突端とを結んだ線上、弁天埼突端から9260メートルの点

エ オから磁針方位356度8000メートルの点

オ 深浦町大戸瀬埼突端

B区域

次の2直線にはさまれた海域のうち、距岸8000メートルの線と共同漁業権漁場沖出線との間の海域

ア 大戸瀬埼突端から磁針方位356度の線

イ 深浦町根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱(基点第37号)から磁針方位325度の線

C区域

次の2直線にはさまれた海域のうち、距岸5000メートルの線と共同漁業権漁場沖出線との間の海域

ア 深浦町根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱(基点第37号)から磁針方位325度の線

イ 深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱(基点第36号)から磁針方位313度の線

D区域

次のアとイを結ぶ直線、イからウに至る距岸5000メートルの線並びにウ、エ及びオを順次に結んだ直線と共同漁業権漁場沖出線との間の海域。ただし、深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱(基点第36号)から磁針方位255度の線と恵神埼突端から磁針方位255度の線との間の海域を除く。

ア 深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱(基点第36号)

イ アから磁針方位313度5000メートルの点

ウ 船作埼灯台中心点とエを結んだ線と距岸5000メートルの線との交点

エ オから磁針方位270度7400メートルの点

オ 青森県と秋田県との境の須郷埼に設置した標柱(基点第31号)

(2) 操業期間

A、B、D区域

4月20日から7月31日まで。

ただし、A及びB区域の沖合底びき網漁業の操業禁止区域内並びにD区域については、許可の日からとする。

また、鳥居埼灯台中心点から磁針方位335度の線以北の区域のうち、沖合底びき網漁業の

操業禁止区域の線から沖合においては、4月15日からとする。

C区域

7月1日から8月31日まで。

(許可期間)

第7 許可の期間は、1年以内とする。

(制限又は条件)

第8 許可するにあたり、次の制限又は条件を付する。

(1) 網の目合は、182ミリメートル(6寸)以上であること。

(2) 投網の全長は、1515メートル以内(仕立上り1反25間切りのもの40反以内)であること。

(3) 網の敷設中は、網の両端に水面上1.5メートル以上の高さのボンデンをつけ、許可番号及び船名を表示すること。

(4) 操業するにあたり、他の漁業者との間でとり決めた操業協定の事項を遵守しなければならない。

(5) 使用する網は、一枚網に限る。

(操業区域ごとに付する制限又は条件)

(A区域のみ)

(6) 沖合底びき網漁業の禁止区域の線から沖合においては4月14日以前に操業してはならない。

(A及びB区域)

(6) 鳥居埼灯台中心点から磁針方位335度の線以北の区域のうち、沖合底びき網漁業の禁止区域の線から沖合においては、4月14日以前に操業してはならない。

(7) 鳥居埼灯台中心点から磁針方位335度の線以南の区域のうち、沖合底びき網漁業の禁止区域の線から沖合においては、4月19日以前に操業してはならない。

(A、B、C及びD区域)

(6) 鳥居埼灯台中心点から磁針方位335度の線以北の区域のうち、沖合底びき網漁業の禁止区域の線から沖合においては、4月14日以前に操業してはならない。

(7) 鳥居埼灯台中心点から磁針方位335度の線以南の区域のうち、沖合底びき網漁業の禁止区域の線から沖合においては、4月19日以前に操業してはならない。

(8) A、B及びD区域においては8月1日以降、C区域においては6月30日以前に操業してはならない。

(C及びD区域)

(6) D区域においては8月1日以降、C区域においては6月30日以前に操業してはならない。

(操業報告書)

第9 操業期間終了後20日以内に、別に定める操業報告書を知事に提出すること。

なお、未提出者については、次年の操業始期を遅らせるものとし、当該漁業に関する操業協定に定めるA、B及びD区域については、4月20日、C区域については7月15日からとする。